

議案第 20 号

関市温泉施設条例の一部改正について

関市温泉施設条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 28 年 2 月 22 日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

関市武芸川温泉ゆとりの湯を廃止するため、この条例を定めようとする。

## 関市温泉施設条例の一部を改正する条例

関市温泉施設条例（平成17年関市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条の表関市武芸川温泉ゆとりの湯の項を削る。

第4条第1項の表を削り、同項に次の2号を加える。

(1) 水曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（1月1日を除く。）に当たるときは、その翌日）

(2) 12月30日から翌年1月1日までの日（前号に掲げる日を除く。）

別表のうちその1 温泉の入浴に係る使用料の表備考中第2項を削り、第1項の項番号を削る。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（関市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例の一部改正）

2 関市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例（平成6年関市条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表第1建物の部21の項を次のように改める。

(21) 削除	
---------	--